

9月定例県議会を終えて

物価高騰対策の継続・拡充、新型コロナ第9波への対応など公約実現に取り組む

2023年11月2日

日本共産党県議団

齊藤 信

高田一郎

はじめに

知事選・県議選後初めての本格的な論戦となる9月定例議会は10月4日から11月2日まで開催されました。

補正予算（第3号）等についての議案に対する質疑を高田一郎県議が行い、10月23日から11月1日までの決算特別委員会では、総括質疑を齊藤信県議が行い、各部局審査では、公約実現・県民要求実現の立場で積極的に質問に立ちました。

一般会計補正予算（第3号）は、大雨・霜被害などの復旧費、新型コロナ対策、物価高騰対策では三陸鉄道やいわて花巻空港への運行支援、指定管理施設の光熱費の負担軽減策など96億8636万円余が提案され、全会一致で可決されました。本格的な物価高騰対策は、国の経済対策と連動して、早急に予算化するとしています。2022年度一般会計決算は意見を付して全会一致で認定されました。

県民・各団体から提出された請願は、「福祉灯油の全市町村での実施を求める請願」、「保育所等の職員配置基準改善等を求める請願」「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を国に求める請願」は採択されましたが、「新型コロナ感染症緊急包括支援交付金（医療分）の継続と拡大を求める請願」は不採択となりました。

県議会最終日の議会運営委員会で、連日のガザ地区への空爆で1万人を超える犠牲者が出ており、国連総会が「人道的休戦」決議を採択したことを踏まえ、「パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議」を採択するよう提案しました。検討する時間がないことを理由に12月議会に向けて検討することになりました。

1、物価高騰対策の継続・拡充を求める

- 1) 党県議団は10月11日、商工団体や水産加工業、医療・福祉施設等の調査を踏まえ、達増知事に「物価高騰から県民の暮らしと営業を守る緊急対策（第二次）」の申し入れを行いました。10月23日の決算総括質疑でその実現を求めました。達増知事は、物価高騰の影響について、「県民や事業者、社会福祉施設等への影響は非常に大きいもの」と述べ、「失われた30年」の下で賃金が上がらず、3回にわたる消費税増税による税負担増に加えて、年金・医療・介護等の保険料の増加や一人当たりの年間教育費の増加が「国民生活・県民生活に大きな影響を与えています」「これが物価高騰の深刻さを招いている」と答え、「国の経済対策の実行を促し、これに呼応した補正予算案の編成を含め速やかに対応する」と答えました。
- 2) 具体的な課題として、請願が採択された福祉灯油を、昨年度1世帯6000円から1万円への拡充、LPガス料金の軽減策の継続、中小企業への事業継続緊急支援金の拡充、医療・福祉施設への支援、

酪農畜産農家など農林水産業への支援、高齢者・低所得者へのエアコン設置への補助等の実現を求めました。

- 3) 物価上昇を上回る賃上げを実現することは切実な課題です。県職員の年収はピーク時（1999年）と比べて83万円も減少していることを明らかにしました。基本的には民間準拠ですから、民間の労働者の賃金も大幅に減少しているのが実態です。人事委員会は、月額給与で1.10%、期末勤勉手当で0.1ヶ月引き上げの勧告を出しましたが、物価上昇を下回る実質賃金引き下げの勧告となっています。内容でも、初任給引き上げの一方で中高年の引き上げはほとんどなく、県職員の生計費の確保が全く検討されていないものだと指摘しました。

県の会計年度任用職員は1434人で、常勤職員を含めた一般職員の総数5723人のうち、約4分の1となっています。2020年度に採用された会計年度任用職員の継続雇用は1053人、73.4%、パートタイムが97%を占めています。高卒の週30時間のパートタイムの場合、月額約12万円、年収で170万円にとどまります。任用職員の約9割を占める社会人経験6年以上のパートタイムの場合で月額約14万円、年収で約210万円程度です。大幅な賃上げ、待遇改善を求めました。

- 4) 県内中小企業は人材の確保のため賃上げを行っていますが、63.8%が防衛的賃上げを行っている状況にあります。こうした中小企業への支援を強化するよう求めました。事業継続支援金の継続・拡充と売り上げ条件の見直し、市町村との連携（今年度9市町村）を強めて効果を高めるよう求めました。
- 5) 今年9月に公表された「令和4年就業構造基本調査結果」によれば、県内の非正規労働者は18万4300人・35.5%、うち男性は5万9700人・22.0%、女性は12万4500人・50.2%となっています。年収200万円未満の労働者は21万4700人・34.5%と、ワーキングプアが3割以上を占めていることは重大です。新たに調査されたフリーランスは1万2400人となっています。

2、第8波に匹敵した第9波の新型コロナ感染拡大と今後の対策について

- 1) 8月から9月にかけて、新型コロナの県内での感染者は全国一となり、盛岡医療圏では第8波を超える規模となるなど、第9波の感染拡大となったことを明らかにし、県の情報発信が不十分だったことを指摘しました。達増知事は、「感染拡大時には、定点報告数が一定点当たり全国最大の35.24人となるなど、第8波のピークだった昨年12月下旬の37.81人と、おおむね同等の感染状況だった」と答えました。
- 2) 斉藤県議は、ピーク時の入院患者は第8波で391人、第9波では406人となり、学校における学級閉鎖、学年閉鎖も第8波を超えていると指摘。感染拡大の具体的なデータによる情報発信が極めて弱かったと改善を求めました。感染状況を科学的に把握する下水サーベイランスの実施について、野原企画理事・保健福祉部長は、「環境保健センターでの実施について検討している」と答えました。第10波のコロナ感染拡大とインフルエンザの感染拡大が同時流行する可能性があり、対策を講じるよう求めました。
- 3) 後遺症対策については、県の調査で罹患後6ヶ月以上継続した主な症状として11%が「倦怠感」「気分の落ち込み」、9%が「臭覚障害を認めた」となっており、後遺症専門外来、専門相談窓口の設置を求めました。また、現在検討されている感染症予防計画の課題に後遺症対策を入れることを求めました。
- 4) 第9波に対する県立病院の対応は、9月までは20病院237床、10月からは最大で17病院141床

を確保して対応しています。第 8 波（2022 年 11 月 1 日から 2023 年 1 月 31 日）の入院患者は 1543 人で県全体の 6 割、第 9 波（7 月 1 日から 9 月 30 日）583 人、県全体の 4 割を受け入れています。病院内クラスターは第 8 波で 21 件、第 9 波では 12 件となっています

3、県立病院の在り方が焦点に、大船渡病院における超過勤務手当激減問題を質す

1) 県立病院の在り方が論戦の焦点となりました。自民党といわて県民クラブ・無所属の会は、「今現在 20 の県立病院があるということで、私は集約化が必要だと考えています」（神崎浩之議員の決算総括質疑での発言）、「県立病院に頼る医療は間違い。規模、役割を考え直し、県立病院の統合・再編を検討すべき」（佐々木努議員の代表質問）と、県立病院の統合・再編を主張しました。

達増知事は、『マニフェストプラス 39』で取り上げたハイボリュームセンターの整備については、県内で高度・専門的な医療を安定的に提供できる体制を確保していくために、まずは、中核となる病院に、疾病・事業別医療圏の設定等に対応して一定の機能集約を図り、症例数や手術数を確保していくことを検討する」「当面の県立病院の在り方については、今後も、そのネットワークを生かし、人口減少や医療需要の動向等、環境の変化に応じた役割や機能の見直しを図りながら、県全体の医療提供体制の中で、主要な役割を果たしていく必要がある」と答えました。

2) 県立大船渡病院の看護師の超過勤務手当が今年 4 月以降に激減している問題を取り上げました。遠野病院で看護師の超過勤務手当の不払い事件を引き起こした総看護師長が大船渡病院に 4 月に赴任した途端に、超過勤務の申請を認めないなどの対応で、4 月から 8 月の超過勤務手当の支給は、月一人当たり前年が 10.8 時間だったものが 3.5 時間に激減しました。看護師さんの「総看護師長が新しくなり、超過勤務申請が差し戻されている」「超勤していても圧力が強すぎて超勤申請ができない状態にある」などの声を示し改善を求めました。

医療局長は、「超過勤務の申請がしづらい雰囲気があるという話を受けている。時間外に行った業務に対する手当は、適切に支払われるべきものであり、申請されていないものがあるのであれば、その状況を確認したうえで必要な対応を行うよう病院と調整しながら進めている」と答えました。斉藤県議は、始業時間と終業時間は基本的に勤務時間であり、超過勤務手当が支給されていない実態を明らかにして改善を図るべきだと指摘しました。超過勤務を申請させないやり方は遠野病院における不払い事件とまったく同様で、こうした状況を容認している病院と医療局の姿勢は極めて重大です。

4、高すぎる国保税の引き下げ、介護保険制度の改善求める

1) 国保税の構造的問題として、国保税が中小企業の労働者が加入する協会けんぽと比べて 2 倍も高い実態を明らかにしました。盛岡市の夫婦とも 39 歳以下、就労者 1 人、就学時の子ども 2 人の 4 人世帯年収 400 万円の場合、国保税が年額 40 万円、協会けんぽの保険料は年額 19 万円余となり、国保税が約 2 倍となっています。この格差の是正は国の責任であり地方自治体の課題です。国がこの課題の是正を無視して「保険料水準統一加速化プラン」を策定し進めていることは問題です。県は今年度中に保険税水準の統一の考え方や目標年度、統一に向けた取組等について方針を定めるとしており、高すぎる国保税の引き下げ求める取り組みを強化することが必要です。

2) 4 月 1 日現在の特養待機者は 722 人となっています。一方で第 8 期の施設整備計画（21 年度～23

年度)では504床にとどまっています。実際に整備される見通しは319床と計画の63.3%にとどまる厳しい状況です。

物価高騰と人材不足の中で、県内の介護施設の休止・廃止は128件、うち「人確保できず」が理由は55件となっています。介護職員の給与は月収で平均24万円余と全産業の平均と比べて7万円少なく大幅な改善が必要です。介護報酬の引き上げを国に求めるよう提起しました。

5、学校給食費の無償化、不登校問題、再発防止「岩手モデル」策定委員会について

1) 学校給食費の無償化について、全国491自治体で実施、県内では10市町村で実施し、19市町村で一部補助しています。県レベルでは、千葉県が第3子以降の無償化を実施、沖縄県も2025年度から第3子以降の無償化、2026年度から完全無償化の実施を検討しています。市町村と協力し学校給食費の無償化(42億円)の取り組みを進めるよう求めました。

2) 文教委員会で「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等調査結果」が報告され質疑しました。いじめ重大事態は15件ありました。「児童生徒の生命・心身・財産への重大な被害にかかる」第1号関連が10件、「相当の期間の欠席にかかる」第2号関連が8件(重複あり)となっており、学校の調査だけでなく、県のいじめ対策委員会でしっかり分析・検討して全体に教訓を示せるようにすべきと指摘しました。

不登校問題では、この5年間で小学校では2.17倍、中学校では1.41倍に急増しており、その要因を不登校児童生徒の声に耳を傾けて明らかにすべきと指摘しました。文科省の調査研究協力者会議の報告では、最初に学校に行きづらいつと感じたきっかけは、小学校では「先生のこと」「身体の不調」「生活のリズムの乱れ」が高い割合となっており、中学校では、「身体の不調」「勉強がわからない」「先生のこと」となっており、学校に要因がある結果となっています。根本には、国連子どもの権利委員会の政府への勧告(2019年)が指摘している「社会の競争的な性格により、子ども時代と発達が悪化することなく、子どもがその子ども時代を享受することを確保するための措置をとること」「あまりにも競争的なシステムを含むストレスフルな学校環境から子どもを開放する措置を強化すること」を受け止めて、競争的な社会と教育の改善と改革に取り組むべきと指摘しました。

また、「誰にも相談しなかった」が約4割となっており、相談支援体制の強化と多様な受け皿・居場所への支援を求めました。

3) これまでに10回開催された再発防止「岩手モデル」策定委員会の取り組みに関して、盛岡一高事件の検証結果について質しました。教職員課総括課長は、「当時の学校における初動調査、県教委との連携、元部員からの証言を踏まえた対応が不十分であったこと」「県教委としては、学校に対する具体的な助言・指導が行われず、結果として顧問教師による暴力・暴言の事実確認が遅れたこと」などが不適切な点として明らかになったと答えました。

県教委の対応で重大だったのは、裁判の過程で顧問教師の体罰・暴力が明らかになり、一審判決では「教官室での叱責・暴言は違法」だと判決が下されたものの、これを無視・軽視したことが不來方高校事件につながったと指摘しました。

6、東日本大震災津波からの復興の課題について

1) 被災者の生活再建を支援する「いわて被災者支援センター」の取り組みについて、昨年度は弁護士

による法律相談を含め相談対応件数が 2664 回と倍増し、被災者支援担当者研修会も開催するなど重要な役割を果たしています。今年度も 9 月末現在で相談対応件数は 1334 件、訪問同行支援はすでに昨年度並みの 40 件となっています。21 年度の設置以来 480 人から相談を受け、継続した支援が必要な 326 人の個別支援計画を作成し、これまでに 212 人の支援が終了、114 人の支援を継続しています。センターの体制を抜本的に強化するよう求めました。

災害援護資金の返済状況については、市町村への滞納件数が 263 件 (26.4%)、2 億 3443 万円余となっており、新型コロナ対応の生活福祉資金の例も踏まえ国に返済免除を求めるよう要請しました。

- 2) 災害公営住宅のコミュニティの確立の課題と支援について取り上げました。高齢者を含む世帯が県営住宅の 1478 世帯のうち 806 世帯・54.5%、高齢者の一人暮らし世帯が 502 世帯・34%となっており高齢化が進行しています。コミュニティの拠点となる集会所の活用状況は、29 団地のうち月当たり 0 回が 2 団地、1 回が 11 団地、2~4 回が 11 団地、5~20 回が 5 団地となっています。生活支援相談員が配置されている 4 団地では積極的に活用されており、大きな格差が出ています。50 戸以上の災害公営住宅の集会所に生活支援相談員を配置してコミュニティの確立を図るよう保健福祉部と連携して取り組むよう求めました。また、入居者の名簿を整理しているのは 31 団地中 11 団地にとどまっており、入居者名簿を提供するよう求めました。共益費の軽減も求めました。収入超過者対策については、昨年 4 月から収入基準が引き上げられ、収入超過 74 世帯のうち 61 世帯が所得に応じた家賃となりました。しかし 25 世帯が収入超過認定世帯となり最高額の家賃となっており、共働きの現役世帯が退去せざるを得ない状況をなくすよう被災者に限定して改善措置を講じるように求めました。

7、気候危機打開・地球温暖化防止対策の強化について

- 1) 岩手県は第 2 次地球温暖化対策実行計画改定で、温室効果ガス排出量の削減目標を 57%に引き上げました。2020 年度は 30.3%の削減と過去最大の削減となっています。具体的な取り組みについて質しました。
県は 10 月に「県有施設の脱炭素化の基本方針」を策定しました。年度内には 4 つの分野の工程表を作成するとしています。①県有施設の新築整備については ZEB ready 相当以上としています。モデル施設として太陽光発電も設置する ZEB 以上で整備すべきと提起しました。②県有施設への太陽光発電等の設置については、調査した 40 カ所についてはできるだけ優先して設置できるように工程表で示したいと答えました。③バス・タクシー等の EV 化については、今年度の事業で EV バス 2 台に補助金の交付決定をしましたが、タクシー、充電設備の申請はゼロと進んでいない状況です。EV 化の課題を明らかにするよう求めました。公用車は原則 EV (ハイブリッド) としています。EV に徹底すべきと求めました。
- 2) 市町村の地球温暖化対策実行計画の策定状況は 7 市町村にとどまっており、温室効果ガス削減量の目標も久慈市の 62%削減を除いて県の目標を下回る状況です。市町村との連携を強化するよう求めました。
- 3) 家庭部門の削減目標は 57%となっており、住宅・リフォームの高断熱化と補助の窓口を一本化して進めるよう求めました。林業振興課の「いわて木づかい住宅普及推進事業」は、県産材の活用への補助ですが、昨年度、新築 126 件 (計画 130 件)、リフォーム 16 件 (20 件)、合計 142 件の実績です。建築住宅課の省エネ診断から設計、改修まで補助する「住まいの省エネルギー改修推進事業」

は、昨年度 7 件（計画 10 件）にとどまっております、国の補助制度の活用を含め大規模に推進する事業の拡充と体制の強化を求めました。住宅の断熱化については、長野県や鳥取県では国の基準を上回る高い基準を示してレベルごとに補助する取り組みを進めており、県としても具体化を図るよう求めました。県は、「今年度に『岩手型住宅ガイド』を改訂し、この中で ZEH 基準を上回る高い省エネ性能の基準を盛り込む予定で、省エネ住宅の普及に効果的な事業を検討していきたい」と答えました。

- 4) 大規模風力発電開発計画と自然環境保全との関わりを質しました。イヌワシの生息域にかかる大規模風力発電事業は、現在竣工中のものが 29 件ありますが、進捗が見られない計画もあります。昨年度に 8 件、今年度に 1 件の届け出がありましたが、3 件でイヌワシに対する重大な影響が確認されており、岩手県環境影響評価技術審査会から厳しい意見が出されており、県は計画の抜本的見直しを求めています。

吉浜地区の太陽光発電計画は、県の環境アセスの対象となっており、事業者から環境影響評価報告書が提出されており、技術審査会の意見を踏まえて一次意見を提出する予定と答弁がありました。

8、酪農危機打開、生産費を保障する米価に、水産業再生の取り組みについて

- 1) 飼料、肥料、農業資材等の高騰で酪農危機ともいえるべき深刻な状況です。酪農家戸数は、2023 年 2 月 1 日現在 728 戸、前年比 37 戸・5%減、5 年間で 107 戸・12.8%減となっています。成牛 100 頭、子牛 20 頭を飼育し酪農クラスターで規模拡大した農家は、昨年度は月 150 万円、1 年間で 1800 万円の赤字でした。国の補助金 200 万円、町の補助金 100 万円、飼料価格安定基金から 200 万円の助成等があつて、最終的には 1200 万円の赤字となりました。今年度から新畜舎施設の償還、月 150 万円が始まっています。県は昨年度に続き配合飼料価格安定緊急対策費補助の上乗せ（トン当たり 2000 円）、飼料代補助 1 頭当たり 1 万円の補助を実施しています。さらなる拡充を求めました。
- 2) 今年度のコメの概算金は 60 kg 当たり 1400 円の上乗せとなりましたが、1 万 2400 円程度（県産ひとめぼれ）にとどまります。日本農業新聞の「集落営農・法人アンケート調査結果」（10 月 24 日付）では、コストに見合う農家手取りの米価について約 7 割が 1 万 4000 円以上と答えています。肥料代、農業資材代等の高騰で、ほとんどの農家が赤字の状況です。欧米では農産物の生産費、所得を保障し、農業所得に占める政府補助金の割合は、スイスで 93.5%、ドイツ 77%、フランス 64%、日本 30.2%という実態を示し、生産費を保障する緊急の対策を講じるとともに、世界で最も貧困な自民党農政の転換が必要と指摘しました。
- 3) いま議論されている「食料・農業・農村基本計画」について、最も重要な食糧自給率の目標があいまいにされていることを厳しく批判。農林水産部長は、「食料安定供給の確保は、国の基本的な責務であり、食料供給の現場である地方と国が一体となって食料自給率を高めていくことが重要と考えている」「国に対して基本法の見直しの動向を注視しながら、さらなる提言・要望を検討していく」と答えました。
- 4) 県内の主要魚種の昨年度の水揚げ量は、震災前比でサケ 2%、サンマ 7%、スルメイカ 11%と厳しい状況です。県内魚市場の水揚げ量は 7 万 9 千トンで震災前比 45%、金額では 137 億円、58%となっています。県内漁協の決算状況は、21 年度は 24 漁協中 16 漁協が赤字、全体で 8 億 3300 万円の赤字でした。22 年度は 22 漁協中 5 漁協が赤字で、全体として 3 億 4300 万円の黒字と改善されています。その要因は、漁協自営事業でサバやイワシが好調であったこと、ウニやアワビの水揚げ

量が増加したことによるものですが、秋サケ等が依然として不漁であることから、引き続き厳しい状況にあるとしています。

岩手県水産業リボーン宣言に基づく取り組みについては、サケ資源の回復については昨年度、北海道からの種卵の確保に努め、放流実績では目標を上回る約 9300 万尾となったこと。ウニ資源の有効利用については、蓄養出荷が 12 漁協に拡大し、サケマス類の海面養殖については、今年度 6 地区で約 1800 トンと前年比 1.5 倍の生産実績となったこと。来年度は約 1900 トンの生産が計画されています。貝類では、アサリの養殖試験を 3 漁協で開始しています。

クロマグロが大量の定置網にかかるものの、漁獲割り当てがあつて多くを放流せざるを得ない実態について取り上げ、改善を求めました。昨年度は、小型魚（30 kg 未満）が 84.7 トン、大型魚が 63.3 トン水揚げしたものの、その 5 倍にあたる約 739 トンが放流されています。今年度は 9 月 30 日現在、小型魚 84.7 トン（漁獲割り当て 96.8 トン）、大型魚 51.7 トン（64.9 トン）の水揚げとなっています。クロマグロの資源回復の状況を踏まえて、漁獲割り当ての拡大を求めるとともに、国内においては大企業・大型船優先の割り当てを見直すよう求めました。

9、交通事故防止対策と警察の不祥事案件について

- 1) 盛岡市向中野地区における交通安全対策について取り上げました。向中野 7 丁目（街区中央交差点）は、昨年 1 年間で交通事故が 6 件発生しました。全てが車両同士の出会い頭事故です。県警交通部長は「道路管理者と連携しながら交通安全施設の整備について検討する」と答えました。この交差点は信号機がなく早期の設置を求めました。

向中野 5 丁目の交差点も過去 3 年間で人身事故が 5 件、うち横断中の人对車両の事故が 4 件、自転車対車両の出会い頭事故が 1 件となっています。信号機に右折信号を設置するよう求めました。交通部長は「道路管理者による路面改良工事の終了までに、右折矢印信号機を設置することで現在検討している。令和 6 年度中に設置の見込み」と答えました。

地域住民が要望してきた向中野 4 丁目地区における横断歩道の設置については、「歩行者の安全を確保する必要がある場所として横断歩道の必要性を認め、令和 6 年度中の設置に向けて現在検討中」と答えました。

- 2) 昨年 3 月に、事件の被害関係者の供述調書を改ざんした事件では、県弁護士会が「冤罪にも結び付く重大問題」として公開質問状で事実経過と再発防止策について回答を求めましたが、「十分な回答が得られなかった」としています。県警は「極めて重大に受け止めている」としながら、改ざんした巡査部長は所属長訓戒、改ざんを容認した警部補は本部長訓戒という懲戒処分にとまらない軽い処分となったことを厳しく質しました。

昨年 7 月 3 日付で、酒気帯び運転の道路交通法違反で処分された警察官は戒告処分でした。前日飲んだ酒が残っていてそのまま出勤した事案でしたが、あまりにも軽い処分ではないかと指摘しました。

10、知事選挙における失言問題等について

- 1) 知事選挙において、自民党丸抱えの候補者が、個人演説会の場で、「岩手県が新型コロナ感染者のゼロが続いたことについて、からくりがあった。コロナの疑いのあるものもちゃんと検査されずは

じかれていた。情報の隠ぺいがあった」と発言しました。そうした事実があったのかを質しましたが、全く根拠のないものだということが明らかになりました。この発言は県のコロナ対応を誹謗するもので、公正な政策論争をもゆがめるものと厳しく指摘しました。

- 2) 自民党丸抱えの候補者が、第一声以来繰り返し「“銀河のしずく”の栽培条件を緩和して、全県で栽培できるようにする」と発言していた問題について、ブランド米である“銀河のしずく”の栽培基準と栽培面積を質しました。栽培条件は、栽培適地一田植えから収穫までの生育に必要な気温を確保できる（840度）こと、奥州以南の標高120m以下のところは除く。作付け経営体の要件——等米比率の過去2年間の平均が95%以上、栽培マニュアルを順守して品質の確保に取り組むこと——です。ブランドを維持しながら、確実に栽培面積を4650haまで拡大してきたのがこれまでの実績です。「全県で栽培する」という発言は「妄言」というべきものと指摘しました。

以 上